

会 議 要 録

名 称	豊 橋 市 環 境 審 議 会
開催日時	令和5年6月2日（金） 午後1時30分から午後3時00分まで
出席委員数	12人（委員定数17人）
出席委員名	功刀由紀子委員、後藤尚弘委員、横田久里子委員、井上茂穂委員、瀧崎吉伸委員、氏原憲志委員、川本恭久委員、大林京子委員、吉田典子委員、山本貴士委員、内藤美子委員、牧眞司委員（名簿順、敬称略）
事務局職氏名	環境部長／角野洋子 ゼロカーボンシティ推進課長／村山大介 廃棄物対策課長／伊藤訓子 環境保全課長／村田理行 ゼロカーボンシティ推進課 主幹／大村信人 課長補佐／杉浦夕紀子 主査／朝倉義智 主査／後藤祥子 担当／酒井将史 担当／渡會緋奈子 環境保全課 主幹／兵藤健太郎 課長補佐／夏目智弘 収集業務課 課長補佐／手島嘉之 主査／今村創 担当／鈴木孝佳 収集業務課長／長谷川裕晃 資源化センター長補佐／唐笠宏司 施設建設室長／稲垣直樹 埋立処理課長／名倉健一
議 題	（1） 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正の考え方について（資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止）（資料1） （2） 報告事項 ・ 豊橋市多目的屋内施設整備事業に関する豊橋公園内の生物への意見と対応方針について（資料2）
議事の概要	1. 委員の委嘱 2. 委員紹介 3. 会長・副会長の選出 4. 開会 5. 議題等 （1） 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正の考え方について（資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止）（資料1） （2） 報告事項 ・ 豊橋市多目的屋内施設整備事業に関する豊橋公園内の生物への意見と対応方針について（資料2） 6. 閉会

環境審議会会議録

日 時：令和5年6月2日（金） 13：30～15：00

場 所：市庁舎東館12階 121会議室

委員数：12人／17人

1. 委員の委嘱
2. 委員紹介
3. 会長・副会長の選出（会長に後藤尚弘委員、副会長に功刀由紀子委員を選任）
4. 開会
5. 議題等

（1）豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正の考え方について（資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止）（資料1）

会 長：事務局より、「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正の考え方について（資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止）」説明してください。

（事務局より資料1について説明）

会 長：ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見はございますか。

委 員：条例の改正については、進めていっていただければと考えています。しかしながら、条例を改正したとしても、現実問題解決は難しいと思います。地域資源回収を毎月実施していますが、回収場所であるごみステーションに出された新聞紙だけ持ち去られることがあります。また、4月にはアルミ缶を持っていこうとしている場面に遭遇し、声をかけたところ、仲間を呼び恫喝されました。すぐに警察を呼んだ結果おとなしくなりましたが、警察も注意しかできないというのが現状です。地域の方々に集めていただいた資源を持ち去られると大変辛いものがあります。条例の改正だけでは難しいところもあると思いますが、今後ともよろしくをお願いします。

事務局：おっしゃるとおり、持ち去りが横行しているのが現状ですので、市でも資源物持ち去り指導としてパトロールを実施していますが、全ての地域を巡回できていません。その中で地域の方々が立番のような役割で指導いただいています、その

際は相手の方を刺激しないようにしていただければと思いますし、警察を呼ぶというのも適切な対応であると思います。市も警察OBの方とともに巡回して、その知見をいかした指導を実施していますが、全てがうまくいっているわけではないのが現状です。今回の条例改正を踏まえて、資源の持ち去りに対して、より効果的な運用や体制づくりについても考えていきたいと思っています。

委員：2点お伺いしたいと思います。まず、罰則の規定です。家庭廃棄物を資源物と同じ罰金20万円とした理由は何故でしょうか。また、公表の規定について、事前告知や弁明の機会といったものが資料にあります、具体的にはいつごろ決まるのでしょうか。

事務局：罰則の規定の考え方ですが、「ステーションから持ち去る」という行為は、資源物であるかないかに関わらず、同じことをしているとの考え方に基づいています。続いて、公表の規定の制度設計についてですが、8月の環境経済委員会には大まかな制度設計をした上で臨みたいと考えています。

委員：資源の持ち去りに対しての取り締まりが緩すぎるのではないのでしょうか。豊橋市は資源の持ち去りがしやすい街ということで、持ち去り目的の人が集まってきているという話です。今回せつかく検察と協議するのであれば、もう少し厳しく、もっと早く対応していただきたいと思っています。今の状況ですと、10回捕まっても、注意だけで、結果として捕まらないことになってしまいますし、資源の持ち去りについて減らない可能性が高いということになってしまいます。

事務局：早い段階で警察と連携することは大切なことですので、改善できる点は改善していきたいと考えています。

会長：資源ごみの持ち去りについて厳しくしてほしいという意見がありました。例えば、警告の回数を少なくするという事は可能でしょうか。

事務局：もっと早い段階で公表することは可能であると考えます。

会長：是非、ご検討いただければと思います。

委員：私も厳しくできればいいと考えています。例えば路上喫煙を禁止している区域で喫煙をした場合、実際の運用は不明ですが、その場ですぐに罰金を払うことになると聞いています。公表して親族に止めてもらう等の必要があると考えます。私の勤務先の近くにも1件ごみ屋敷状態の物件があります。過去にごみ屋敷の対策

について条例化したことがあったと思います。あの後、一度綺麗になりましたが、また元に戻っているようです。ごみ屋敷は夏になると、臭いがきついですし、そちらも併せて対策を強化できるといいと思います。

事務局：お話に出た方とも積極的にアプローチしていますが、なかなか改善されないのが現状です。ごみ屋敷についての条例と併せて運用することで、改善していければと考えています。

委員：隣接している浜松市や湖西市、豊川市等はすでに条例を施行していますが、実績はどうでしょうか。

事務局：資料にあるとおり、浜松市と湖西市は平成 26、27 年度に施行されていて、氏名の公表についての規定もありますが、現時点では氏名公表に至っていないとのことです。

委員：氏名公表されていないということは、この条例の施行前と施行後を比較して、どれだけの持ち去りが無くなったかという具体的な数値はわからないということでしょうか。

事務局：ご質問いただいた数値については、現在持ち合わせていません。今後調査し、確認していきたいと思います。

委員：例えば私の住んでいる地域では、空き缶は小中学校に集めています。また、古紙についても市民館等で収集しています。したがって、資源物をステーションに出すことはないと思いますがいかがでしょうか。

事務局：こわすごみが持ち去られます。こわすごみには金属を含んだものが入っていて、電化製品等になります。これらの廃棄物について拠点回収を実施する等、資源物をごみステーションに出さないという対策も同時に進めていきたいと思います。

委員：資源物の持ち去りについて、それらを買取る業者もいると思います。業者の公表についても考えていますか。また、家庭廃棄物の持ち去りについては、氏名などを公表することでどれだけ効果があるのか、期間をきめて評価していくべきだと感じました。

事務局：今回の公表の規定については、持ち去り行為をした者について対象としています。ただし、買取る業者がいるから持ち去るというのも事実です。そういった業者に対しては、事業者向けセミナー等を通して啓発を実施しています。さらに、先

ほど申し上げましたが、資源物について拠点回収を実施する等、資源物をごみステーションに出さないという対策も同時に進めていきたいと思えます。また、氏名の公表についての効果検証は課題であると認識しています。

事務局：一つ補足させていただきます。買い取る業者に対してのアクションについて部内で検討しましたが、業者側は資源物がステーションから持ち去られたものなのかどうかの判断ができないとのことでした。そういった事情から、入口側である持ち去り行為を取り締まる方が有効であると考え、条例の改正を検討しました。

委員：持ち去り行為をする者に対して、早い段階でその原因が生活苦によるものなのか等をとらえ、有効なアプローチができれば、そのあと何度も同じことをしなくても良いのではないのでしょうか。また、氏名の公表については、定住している者に対しては有効かと思えますが、住居を転々とされる方に対してどれほど有効なのかは考える必要があると思えます。罰金については、それを払える経済状況にあるのかどうかを考える必要がありますし、やはり最初のアプローチが重要ではないかと思いました。

事務局：おっしゃるとおりで、持ち去り行為をする原因が重要ですので、相手に有効なアプローチができるよう努めていきます。その結果、やむを得ない場合は、罰金等の措置をとっていきたくて考えています。

委員：持ち去り行為をしている現場にパトロールしている職員が遭遇すれば、対話等の対応をするのでしょうか。

事務局：おっしゃる通りで、こわすごみを持ち去る現場に遭遇すれば、持ち去り行為をしている者を捕まえて、話し合いをします。

委員：パトロールという仕組みがあるのであれば、それを活用して持ち去りをしようとしている人と向き合って、対応していく必要があると思えます。

事務局：パトロールと言っていますが、単にやめろと言っているだけでなく、会話を交わし、様々なアプローチをしていきます。

委員：個人の行動を法令で縛るのは無理があると思えます。話があったように、いろいろな方法でアプローチしていく必要がありますが、環境部局だけの対応では無理があると思えます。福祉部局をはじめとした横の連携はとれていますか。

事務局：福祉的なアプローチが有効であると見込まれる場合、福祉部局と連携して、自宅

を訪問する等の対応をしています。

委員：実際にそういったことを実行したことはありますか。

事務局：先ほどのごみ屋敷の案件について、福祉部局と連携して対応しています。

委員：家庭廃棄物の持ち去りについては、金銭目的ではないと分析されています。そういった問題は非常に根深いので、その原因を突き止めるのは大変難しいと思います。継続して対応していかないと改善するのは難しいため、行政の中で横の連携を考えていく必要があると思います。

事務局：横の連携の中で、行政全体としてできることを考え対応していきたいと考えます。

会長：今回の審議事項について、強い反対はなく、むしろ厳しくしたり、アプローチの方法を考えるべきという意見が多かったように感じます。事務局は、今回出た意見を踏まえて、条例の改正を進めていただければと思います。事務局よろしいでしょうか。

事務局：いただいた意見を踏まえて、条例の改正を進めていきたいと思います。

(2) 報告事項 豊橋市多目的屋内施設整備事業に関する豊橋公園内の生物への意見と対応方針について（資料2）

会長：事務局より、「豊橋市多目的屋内施設整備事業に関する豊橋公園内の生物への意見と対応方針について（資料2）」説明してください。

（事務局より資料2について説明）

会長：ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見をいただく前に、生態系ネットワークづくり懇話会のメンバーである委員の方から補足説明をお願いします。

委員：豊橋公園は、歴史が長く市街地にある緑地です。さらに2本の川の合流地点にあり、空中湿度が保たれているほか、沖野の緑がそのまま繋がっていてグリーンベルトになっているため、非常に多様な生物が生息しています。豊橋市の中で豊橋公園のみに生育する植物も存在しています。今回の資料に掲載されているのは、工事エリア内のものだけですが、資料に記載のとおり市の対応方針で豊橋公園内における種の保存については問題ないと私は考えます。

委員：私もこの資料にあるとおりの市の対応で問題ないと思います。ただ、施設から離れた場所の植物への影響はどうでしょうか。また、資材置場等に利用された場合

についての議論はされたのでしょうか。

委員：現在、大まかなエリアしか示されていないため、そういった議論はまだされていません。資材置場等で利用する場合は、意識してやっていただきたいと思います。今回は野球場等のエリアで実施予定とのことですので、お城の本丸あたりのエリアについては大きな影響を受けないだろうと思います。ただ、現在テニスコートになっているところが緩衝帯になっているため、そこが壊されたときの影響は不明です。壊さなければ大きな影響はないと思います。実は、希少種が何種類かは、現在すでにはいない状況です。石垣の崩落が原因で、主にシダ植物が石垣の隙間に生育していました。環境が変わらなければまた孢子が飛んできて、生育するだろうと見込まれます。20年くらい前にも消えたことがあります。また戻ってきていますので、環境が維持できればまた生育するのではないかと思います。

会長：報告事項ということですが、建設を進めるにあたり、生態系ネットワークづくり懇話会の意見を聞いて、豊橋公園内の貴重な動植物をなくしてしまわないように、守っていく必要があると思います。もちろん、施設を建設することも市民にとっては大事なことです。両立できるようよろしくお願いします。

事務局：今後とも事業実施者である多目的屋内施設整備推進室、及び公園緑地課等の関係部署と連携して、情報共有をしつつ、適切に建設を進めるよう働きかけを行うとともに、専門家の意見をききながら、豊橋公園に生息する多様かつ貴重な動植物の保全に努めていきます。

6. その他

会長：事務局から連絡事項がございましたらお願いします。

事務局：次回の会議日程についてご連絡いたします。お手元にあります、「令和5年度第2回豊橋市環境審議会日程等調整等について」をご覧ください。次回開催は10月、11月頃を予定しております。別紙にあります、日程調整票にご記入のうえ、ゼロカーボンシティ推進課までご回答いただきますようお願いいたします。

会長：議事につきましては以上となります。全体を通してご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

委員：今回の環境審議会において、多目的屋内施設の建設の承認を得たというわけではなく、環境保全についての意見ということによろしかったでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：例年行っていた、豊橋田原ごみ処理施設整備の進捗状況はいかがでしょう。今後、10月に報告がありますか。

事務局：前年度に開催された環境審議会にて契約締結について報告させていただきましたが、現在、本格的な工事着手には至っていません。資源化センターと同じ敷地内での建設工事ですので、既存施設の移設等の準備工事に取り組んでいます。来年の1月末以降に本体工事に着手予定です。市民の皆様にはごみの持ち込みに関して搬入路が変更になる等のご不便をおかけしますが、その際は周知する予定です。またタイミングを見て、工事の進捗状況をご報告できればと思います。

委員：環境審議会のメンバーをみると、自然環境に関する専門家が1人しかいない状況です。植物分野の専門家と動物分野の専門家が1人ずつ委員にいてもよいと思いますので、検討いただければと思います。

事務局：検討を進めていきたいと思います。

会長：時間も参りましたので、ここまでとさせていただきます。今回、ご活発にご意見等をいただきました。本日の案件は以上となります。議事の円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。ここで、進行を事務局にお返しします。

事務局：皆様、本日は活発なご意見本当にありがとうございました。また、本日はこのような気象状況の中でご参集いただき、審議会が無事開催できたことを感謝申し上げます。条例改正について少しタイトなスケジュールを考えていますので、例年とは異なったタイミングで開催させていただくこととなりました。秋に開催させていただくときは、例年と同様の事項を報告させていただく予定です。本日はありがとうございます。

事務局：以上をもちまして、令和5年度第1回豊橋市環境審議会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。